

攝河泉地方の條里制

島 之 夫

一

近畿地方特に大和國を中心とした中央低地の道路型と聚落型とを見る時には、其處に所謂條里制なるものが著しき影響を興へてゐることに誰しも氣が附くのであつて、東西南北に規則正しい道路型と、略々方形に近い聚村式の聚落型とは合してこの地方の地形圖を眺めて氣持の良きものとしてゐる。

條里制なるものが、大陸文化の影響によつてこの地方に計畫された都市計畫であることは、今更疑ふ者は無い。そしてこの條里制の問題を、聚落地理學の立場から、手際よく纏め上げられたものは、米倉二郎氏の勞作であり、「農村計畫としての條里制——我國中古の村落と其の耕

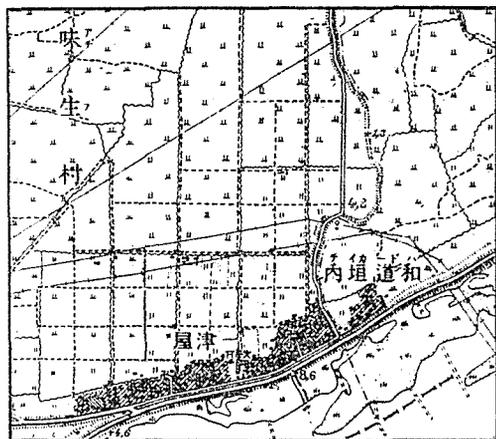
地」として地理論叢第一輯に發表されてゐる。

條里制が大陸文化の影響である限り、大和國は當時の政治上の中心として最もよくこの計畫の實施された場所であり、また地形上より考へても、條里制の施行に好都合な盆地であつたことは、その實施に當つてこの制度を普及さす好條件であつた。さればこそ、今日の我國の條里遺跡に於て大和盆地程よくその跡を残してゐるものは無いのである。

然し考へて見ると、大和國に程近い攝河泉の地方に於ても、また條里制の施行されたことは疑の無い事實で、大阪平野の地形圖を見ると、その隨所に條里制の跡が残つてゐるのである。

二

攝津國の條里制に關しては、古く天坊幸彦氏の論文が



第一圖 條里制の例一
(攝津國三島郡味生村字一津屋附近)

あつて、主として三島郡のそれに關して精しい記事があつた様に思ふ。茨木町・富田町の東方の地域に當つて、溝咋村や如是村の道路型や溝渠型は東西西北に規則正し

い條里制の跡を見るものであり、また吹田市の東方に當つて淀川の北岸味生村字一津屋の附近にも、典型的な條里制の跡を認めることが出来るのである。

然しこの三島郡では北方の老ノ坂山脈の山地から急下する小河川の氾濫や淀川沿岸地の出水による被害等のために、嘗ては條里制が敷かれてあつた所でも、その消失したのもあらうし、また古代より低濕なために耕地或は人類の占居地とならずして、僅かに牧場として利用され或は不毛地として顧みられなかつた部分もあつたに相違無く、規則正しい條里制の部分の間に挟まれて、不規則なる道路型、不規則なる水系の型も見られるのである。

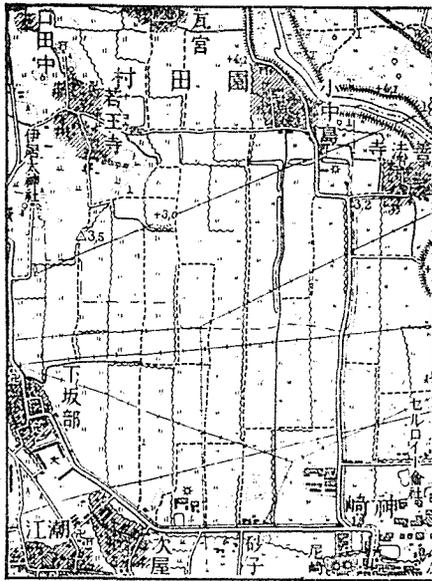
次に攝津國の西半をなす兵庫縣武庫郡に屬する部分、即ち武庫川の流域や猪名川の流域を主とした武庫平野の地では尼崎市の東北方に當る園田村の地に、極めて綺麗な條里制の跡が見出されるのである。

この園田村のものには不思議にも南北の系統の道路のみが判然と著れ、東西の系統のものはあまり目立つて居ら

ぬ。これは恐らくは排水の関係上、北に高くして南に低いこの附近の地勢より考へて、南北の溝渠は重要であるが、東西のものはさしてその必要を感じなかつた結果、

第二圖 條里制の例二

(攝津國武庫郡岡田村附近)



當初は勿論東西南北に一町毎に正しく區劃された道路と溝渠とが、自然に淘汰されて現在の形狀に落着いたものではなからうかと思はれるのである。

攝河泉地方の條里制(島)

武庫平野の北方伊丹町の附近は緩かな丘陵をなして居り、其處には灌漑用の溜池や果樹園・竹林等が多くして條里制の跡は見出し得ぬ。

また武庫平野の西部、武庫川の兩岸附近綺麗な聚村式の聚落型は澤山あるが、これといふ程の立派な條里制は残つて居らぬ。度々氾濫した武庫川の洪水によつて條里制が消されたのか、或は初めからこの川の附近には條里制を計畫する必要もなかつたのか、そのどちらかであらう。

三

以上は攝津國に於ける條里制の遺跡として、陸地測量部發行の二萬五千分一圖幅により、圖上の道路型より直ちに看取されるところのものである。

次に現在の地形圖を見たゞけでは判然としないが、古圖を参照することにより、或は字名地名を考證すること等に依つて、嘗つてこの地方には條里制があつたといふことを推定し得るものゝ一例として、六甲山塊南麓の声

第二十五卷 第三號

八九

屋附近の條里制に就いて一言しよう。

西宮市の西方、御影町との中間に精道村と稱するものがある。その大字に芦屋・打出・三條・津知の四つがあるが、この三條なる大字は明かに條里制の遺名と考へられるのである。勿論その大字名だけで確かに此處に條里制があつたといふことが言へるのではない。精道村の小字の分布圖を見て、更に精しく調べて見ると、六條とか一ノ坪とか九ノ坪とか云ふ地名が澤山に出て來るのである。そして尙その小字の分布をよく見ながら考へて行くと、丁度阪急線路の南側に、芦屋川停留所の東約三町程の所に大字芦屋字九ノ坪があり、反對側の芦屋川停留所の西約三町の所にも大字三條字九ノ坪といふのがあるのである。こうなつて來ると、もう確かに條里制の遺跡として決定してよいことになる。

南北に關しては等しい位置で、東西に六町の間隔を置いて、九ノ坪といふ小字名が並んで發見されるならば、それは明かに一里隣りの九ノ坪である。條里制の坪割の區割から判定して、そう決めてよい筈である。だから六

甲山塊南麓の海岸平野にも嘗ては條里制が布かれたことは事實として決定出來るのである。

この條里制は山の麓から海岸まで僅かに二軒か三軒に過ぎぬ場所ではあるけれども、東西に相當に幅廣く續いてゐたことと思はれる。そしてその續きの一部と思はれるものは、御影町附近の古圖にも明かに條里制の跡が見られた事實によつて一層確かめられたものである。

數年前、兵庫縣師範學校の郷土室で開催された、御影町の郷土展覽會に、白鶴本嘉納家の所藏にかゝる御影町の古圖を見る好機を得たが、その古圖には明かな條里制の跡が發見出來たのである。六町の距離と間隔とを置いて、規則正しい碁盤目に刻んで町割と、更にその六町四角を東西南北夫々六つに區分した坪割とが見られたのである。

阪神沿線の様に住宅地の經營が高度に發達して、昔の町割などが殆んど全部消失した様になつてしまつてゐる地方では、條里制の跡を現在の地形圖からは看取り難い然しこういう風な字名の研究や、古圖の蒐集が出來れば

條里制の復原も亦可能となる。前述の三島郡や武庫郡の様には、昔ながらの畛地が残つてゐる地方では、それに比すると條里制の發見が、單に地形圖を見るだけで可能である。調べる場所がどんな所かによつて、その研究の方法も自ら異なるのは當然のことである。

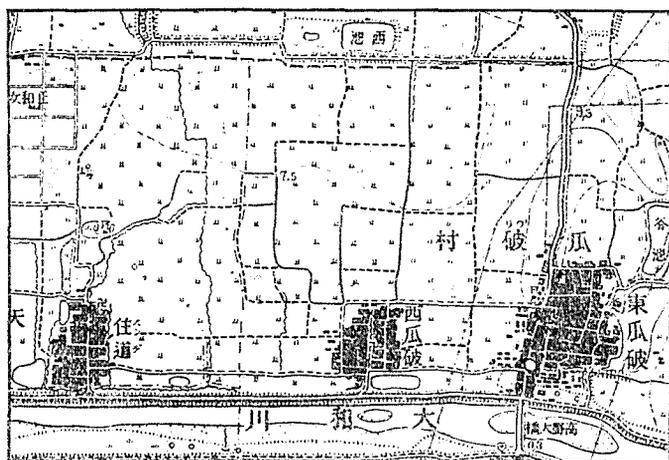
四

次に河内國の條里制は、これも四條畷といふ全國的に有名な楠公遺跡の地名から判斷して、直ちにその附近に條里ありし事が推察出来るのである。畷とは堤防の意味であるから、嘗ての條里制の四條通りに當る所に堤防があつて、人々これを稱して四條畷と呼んだことは疑があらまい。そこで現地へ行つて地形を見ると、成程、東西に延びた堤防が幾つもある。この地方に條里制の存したことはいよ／＼確實となるのである。

河内國の古い聚落は、すべて生駒山脈の西麓に集つてゐる。淀川の岸にある枚方町の邊から眞直に南へ延びて大和川岸の柏原町の附近に至るまで、生駒山脈の西端と

なつてゐる斷層線に沿つて、溪口の聚落が見事に連続してゐるのである。そして北河内郡四條村の一字として四條の聚落がありその附近に四條畷の古戰場があるのである。この邊に四條があつたと想定して、此處から北へ二十四町の距離を計れば、その北限は北河内郡豊野村の地であり、南方へ六條の距離即ち三十六町を計れば、中河内郡大戸村石切の附近に達する。それが南限と考へられる。この間が十條であるが、更に南方へ延びて又別の十條も考へられるのであり、地形圖上にも多くの條里制の跡が見出されるのである。かくて河内國の條里制は南北に極めて細長い形を有したものであつた。東西の間隔はあまり大であつたとは考へられない。生駒山脈の麓には古くからの居住地があつたのであらうが、其處を離れて西へ進んだ所では、嘗ての大和川の流路であつたし、また淀川の南岸には茨田池のあつた湿地帯が一帶に廣く延びてゐたこと、思はれる。その邊の道路型は極めて不規則である。條里制の行はれたと考へられるものは發見出来ない。

然し現在の大和川の流路を挟んで、中河内郡の南部か



第三圖 條里制の例三
(河内國中河内郡瓜破村附近)

ら南河内郡の北部にかけては東西南北の一町間隔の道路

や水路が多く分布してゐる。この邊は河泉丘陵の末端であるから古くから人類の居住のあつた土地である。其處には當然條里制があるべき筈なのである。

かくて河内國に於ける條里制の跡としては、東部の生駒山脈西麓に南北に細長く分布するものと、中部以南の河泉丘陵末端に東西に幅廣く分布するものと二つの群を見出し得るのであり、共にその地勢を考へると、比較的高燥な部分に當り、河内國の中部から西北部へかけて、地勢上低濕な部分には條里制の跡を發見し得ないものである。

五

地形圖上に明かな條里制の跡を見なくとも、現地へ赴いて、地籍圖を調べたり古圖を見たりすると、そのうちに條里制が浮び出して來る場合がある。北河内郡の四條畷を含む十條の更に南にもう一つの十條があるのでないかといふ豫想を以つて、中河内郡の東部に當る三野郷村を實地に調査したことがあつた。その時に三野郷村字

上之島といふ小さな聚落を訪ねて、其處で土地の豪家である森田淳一氏の御宅へ御邪魔したことがある。何の氣なしに、御宅にもしや古い地圖でもありませんでせうかと尋ねたところが、早速藏から出してこられたものは、實に驚くべき立派な典型的の條里制の古圖であつた。

地形圖の二萬五千分一で見ると、この邊には條里制らしきものは見當らないのである。それにも係らず、當家に所藏された古圖には頗る美事な條里制が現れてゐるではないか。地理學の研究が机上の研究のみに止らず野外の實態調査をも併せ行はねばならぬといふことを、はっきり悟つたのもこの時である。

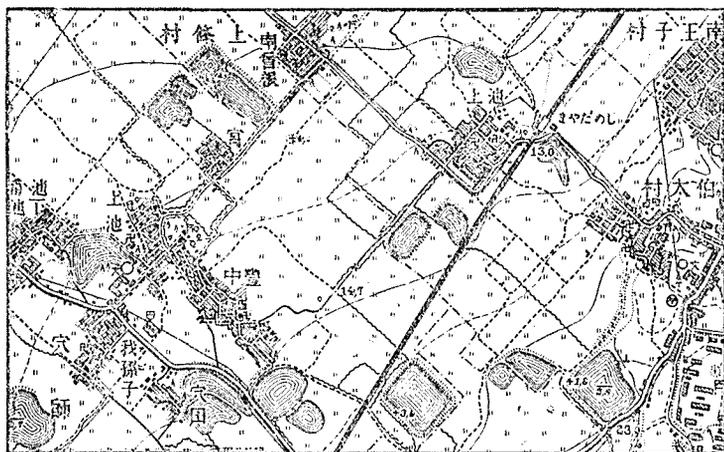
上之島の部落は舊大和川の河道の一たる玉串川の東岸にあつて、現在の地形圖に於ては、條里制のそれらしきものを見出し難いにも拘らず、この貴重なる古圖によつて、古代の條里制の行はれたことが確實となつたのである。そして私の考へた中河内郡の東南隅にも條里制のあるらしいといふ推論が正しいことゝなつたのである。

この古圖では南北に六町、東西に十町許りの部分が示

されてゐるのであるが、略ぼ中央には南北に恩智川が通つてゐる。恩智川の東方にある六町の四角は正しく六町をば一町毎に區分してゐて、其處に三十六の坪割が見出される。然し、恩智川の西方に當る部分では南西隅を上之島の聚落が占めてゐるし、西端の部分は玉串川の河床であるから、多少其の邊は道路割が不規則である。然し結局この古圖には東西に並ぶ二つの條里が示されてゐることは確實である。

中河内郡の南部で、八尾町の聚落も久寶寺村の聚落も等しく條里制の跡が見出されることは確實である。殊に久寶寺村では木村氏の御宅で見せていたといふ古圖にも明かに條里制の跡が見られた。その古圖に依ると廣小路といふ邊りが市街を南北に従貫してゐて五間の大道となつてゐる。東西の通りには中之町・表町・馬追町・俵町・大手町・慈眼寺町・地下町・出屋敷町等が規則正しく東西に並んで、幾條もの條を作つてゐるのであつた。

そしてこの久寶寺村の聚落に於ては、聚落全體を包んで濠が周圍に繞らされて居り、所謂環濠聚落を形成して



第四圖 條里制の特異例

(和泉國泉北郡伯太村附近)

あるのである。この環濠聚落に關しては、故牧野信之助氏が「土地及び聚落史上の諸問題」中に「攝・河・泉の環濠部落」として精しく述べられて居られる通り、塚の町も平野の町もこの久寶寺の町も總て中世に於ける自衛的防禦物として人工的に築造した環濠なのである。

中河内郡の西南隅から泉北郡の北部へかけては、この環濠部落が頗る多く、塚や久寶寺はその代表的な好例を示してあるものなのである。

此處に一つ不思議なことは、上之島の條里にしても久寶寺の條里にしても、それは正しく東西と南北との方向を持つたものであるが、たゞ平野郷のみはやゝ異つて居り北東南西の方向と北西南東の方向とにかたよつてゐることである。勿論その偏角は僅かに五度位のものではあるけれども、この邊一帶に條里制の正しき東西南北の道路型が廣く分布してゐる内に、平野郷のみが少しく偏してゐることは、地形圖上に著しい目障りとなつてゐる。

最後に和泉國の條里制であるが、この和泉國の條里制に關しては既に米倉二郎氏の精細なる御研究が發表されてゐるので、此處にはその特色だけを一言するに止める。

和泉海岸平野は北東より南西へ細長く延びるものであるから、此處に條里制が布かれる場合には、その條里は東西南北の方向を採ることは頗る困難である。どうしてもその海岸線に平行した方向と、これに直角に交る方向とを以つて條里を定める必要がある。

これは交通路がその方向に發達するためであり、水路網が山より海へ自然の方向をとるためである。だからこの和泉國の條里は北東南西の道路と北西南東の道路との

交叉した條里制となつてゐるのであり、此處に大きな特色がある。攝津國の場合にも河内國の場合にも條里は東西南北の方向を採つてゐるのに對して、この和泉國のみがその方向を異にしてゐるのは、専ら地勢の影響に依るものである。

これと同じ様なことは近江國の湖東平野の條里制に於ても見られるところである。條里制は本來は東西南北のものであることは確かであるが、その地方の地勢に左右されて、それが斜になることもあるといふか、斜にならざるを得ない例外の場合もあるといふよい例を、この和泉國の條里制が示してゐるわけである。